

松江市告示第45号

松江市個人演説会等の施設の設備等に関する定め及び公職の候補者等の納付すべき費用の額の件（平成18年松江市告示第414号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月19日

松江市長 松浦正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後								改正前							
1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めは、次のとおりとする。								1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めは、次のとおりとする。							
営造物の 名称	使用する屋室		照 明	演 壇	設 備 等	使用に 関する 定め		営造物の 名称	使用する屋室		照 明	演 壇	設 備 等	使用に 関する 定め	
	種別	個 数							面積 (m <sup>2</sup> )	種別					
略								略							
八雲構造 改善セン ター	多目的 ホール	1	843	〃	1	〃	禁煙と かつ 土足を禁 ずる	大芦老人	集会室	1	103.	〃	1	〃	〃
								福祉セン ター			7				
八雲構造 改善セン ター	多目的 ホール	1	843	〃	1	〃	禁煙と かつ 土足を禁 ずる	加賀老人	集会室	1	104.	〃	1	〃	〃
								福祉セン ター			4				
略								略							

2 公職選挙法施行令第121条第1項の規定による公職の候補者等の納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

営造物の名称	公職の候補者等の納付すべき費用の額
松江市市民活動センター 交流ホール	松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第465号) <b>第14条の規定により指定管理者が定める額</b>
八雲構造改善センター多目的ホール 宍道農村環境改善センター 大集会室	松江市農村改善センター設置及び管理に関する条例(平成18年松江市条例第28号)第11条第3項の規定により指定管理者が定める額
略	

2 公職選挙法施行令第121条第1項の規定による公職の候補者等の納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

営造物の名称	公職の候補者等の納付すべき費用の額
松江市市民活動センター 交流ホール	松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第465号) <b>第18条の規定による額</b>
大芦老人福祉センター集会所 加賀老人福祉センター集会所	松江市指定管理者の管理する老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第460号)第12条第3項の規定により指定管理者が定める額
八雲構造改善センター多目的ホール 宍道農村環境改善センター 大集会室	松江市農村改善センター設置及び管理に関する条例(平成18年松江市条例第28号)第11条第3項の規定により指定管理者が定める額
略	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。